

平成 25 年 2 月 12 日

各事業所・施設長 様

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課長
京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課長
京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課長

各事業所・施設における防火安全体制の徹底及び点検について

2 月 8 日夜に、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しましたことを踏まえ、2 月 9 日付けで厚生労働省から別添のとおり事務連絡が発出されています。

当該通知は、認知症高齢者グループホームを対象としたものですが、貴施設・事業所におかれましても、通知の趣旨を踏まえ、あらためて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について点検を行い、防火安全対策に万全を期していただくようお願いします。